

令和6年度

～夢の実現に向け、がんばっている高校生を支援します！～

大阪府育英会夢みらい奨学生募集要綱



公益財団法人 **大阪府育英会**

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号

大阪私学会館2階

ホームページ URL <https://www.fu-ikuei.or.jp/>

★問い合わせ先

TEL (06) 6358-3052 (ダイヤルイン)

FAX (06) 6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。

業務時間 平日 (9:00～17:30)

大阪府育英会夢みらい奨学金（以下「夢みらい奨学金」という。）は、府民等からの寄附金を活用し、経済的に厳しい学習環境にあっても、将来の夢を見据え、自らの得意分野を生かして努力している高校生を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図ることを目的としています。

1

給付額及び給付人数

(1) 給付額：1人 最高50万円（返済不要）

(2) 給付人数：120名（予定）

この奨学金は、府民等からの寄附金に加え、岸本基金からの寄附金を活用しています。

(3) 給付方法：採用時に20万円を給付し、進路確定後30万円を給付します。

- ・進学を断念した場合は、30万円は給付しません。
- ・**2**の申込資格を満たしていないことが判明した場合、既に給付した奨学金の返還を求めることがあります。

2

申込資格

次の要件をすべて備え、在学する学校長が推薦する生徒

(1) 学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、又は専修学校高等課程（これに準ずる各種学校を含む。）で、大阪府内に設置されている学校（以下「高校等」という。）に在学する3年次の生徒であること。

※修業年限が3年を超える高校等に在籍している場合は、最終学年の生徒であること。

(2) 前年度の成績の平均値（評定平均値_{※1}）が3.8以上（これに準ずる成績_{※2}と認められる場合を含む。）であり、自らの得意分野を生かして努力し、夢の実現のために日本の学校教育法に規定する大学・短期大学・専門職大学・専門職短期大学・専修学校専門課程_{※3}への進学を希望する_{※4}生徒であること。

※1 評定平均値は小数点第二位以下を切り捨てた値が3.8以上あること。

※2 これに準ずる成績とは、成績評価が5段階以外の評価（10段階評価の場合やABC等の評価）を採用している場合は、5段階評価に換算した評価が3.8以上の成績を指します。

※3 職業能力開発校や職業能力開発大学校など、職業能力開発促進法に基づく施設は夢みらい奨学金の対象外です。

※4 就職を第1希望としている場合は応募できません。

- (3) 高校等在学中に生徒会活動、クラブ活動、ボランティア活動等学校・地域活動等に参加し、その行動及び努力が顕著な生徒であること。
- (4) 保護者※5（父母等）が大阪府内に住所を有すること。

保護者について

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

生徒が成年年齢に達した場合は、「保護者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者（父母等）であったもの」と読み替えてください。（申込関係書類すべて）

※5 保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は生徒の生計を支えかつ学資を負担する者をいいます。

- (5) 保護者（父母等）について、以下の【算式】により算出された額（保護者合算）が51,300円未満（年収めやす※6350万円未満）であること。（令和6年度の住民税課税標準額等による）

【算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

・政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

※6 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯

- ・ 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。
- ・ 課税標準額とは、市町村・道府県民税の所得割額の算定のもととなる金額です。
- ・ 調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と人的控除の差額に起因する負担額を調整するための控除のことです。
- ・ 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。

- (6) USJ奨学生として奨学金の給付を受けていないこと。

3

申込手続

在学する学校を通じての申込みになります。

申込みにあたっては事前に学校とよく相談してください。

- (1) 提出書類

（提出書類様式は大阪府育英会のホームページ <https://www.fu-ikuei.or.jp/> から印刷して下さい。）

- ・ 応募希望者は、①～④を学校へ提出してください。

① 奨学生申込書（様式1）

② 「私の描く未来」をテーマとする小論文（様式2）（鉛筆で記入可）

・ 自筆、縦書きで1000字以上1200字以内

・ 将来の夢を見据え、将来何をしたいか（職業等）、またそれを実現するためにどのように取り組んでいくのか等、未来に向けた自分自身の考えを書いてください。

③ 活動等報告書（様式3-1・3-2）（鉛筆で記入可）

④ 保護者の収入に関する証明書

・ 別紙①【収入に関する証明書について】、及び別紙②【収入に関する証明書の見本】を参照して提出してください。

- ・ 応募希望者は、⑤・⑥の作成を学校に依頼してください。

（学校は⑤・⑥を作成し、「奨学生申込者一覧表（様式8）」を添えて大阪府育英会へ送付）

⑤ 成績証明書（前年度の成績）（公印のあるもの）

・評定平均値は小数点第二位以下を切り捨てた値が3.8以上あること。

⑥ 学校長の推薦書（様式4）

(2) 提出期限：在学する学校が指定する日 ※在学する学校に確認してください。

【学校提出期限： 月 日（ ）】

4

選考方法及び結果通知

(1) 第1次審査（書類審査）

提出書類により審査し、合否に係らず結果は学校を通じて通知します。

(2) 第2次審査（審査委員会による個別面接審査）

第1次審査合格者に対して、10分程度の個別面接を実施します。

審査日：令和6年7月29日（月）または、7月30日（火）のいずれか1日

・詳細は第1次審査合格者へ学校を通じて通知します。（7月中旬に送付予定）

・審査日は育英会が指定します。欠席した場合は、辞退したものとみなします。

・審査結果（夢みらい奨学生の決定）は、8月上旬に学校を通じて通知します。

5

採用時の給付手続

(1) 第2次審査合格者（夢みらい奨学生決定者）に、学校を通じて「振込先口座届（様式5）」を送付します。必要事項を記入し、奨学生本人名義の通帳のコピーと共に、学校を通じて大阪府育英会に提出していただきます。

(2) 8月中旬に20万円を届け出口座に振込みます。

6

進路確定時の給付手続等

入学する大学・短期大学・専門職大学・専門職短期大学・専修学校専門課程が確定した場合は、「進学先決定報告書（様式6）」と併せてそれを証明する書類（合格通知書等）を大阪府育英会に提出していただきます。提出書類を確認後、30万円を給付します。

・「進学先決定報告書（様式6）」については、3年次（4年制高等学校の場合は4年次）の秋ごろに学校を通じて送付します。

※高等学校等在学中に大学・短期大学・専門職大学・専門職短期大学・専修学校専門課程への進学が確定しないときは、出身学校長等による進学準備中であることを証する書類等を大阪府育英会に提出することにより、当該学校卒業後1年以内に限り奨学金の給付手続きを留保します。

7**個人情報の利用目的等**

- (1) 大阪府育英会は、個人情報の取り扱いについて、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、また安全に管理するため必要な措置を講じます。
- (2) 氏名、住所、所得状況、成績などの個人情報は、夢みらい奨学金の採用審査、給付に係る事務連絡、及び給付金の振込事務のためにのみ使用し、その他の目的では使用しません。

8**その他**

- (1) 夢みらい奨学金の趣旨を理解し、奨学生としての自覚を持ち、自分の夢の実現に向けて努力してください。
- (2) 大阪府育英会の活動（募金活動等）に積極的に参加をお願いします。
- (3) 申込書類等につきましては、返却いたしません。また、選考の経過及び決定の理由は開示しません。
- (4) 令和元年度から申込者（生徒）が日本国籍を有しない在留外国人の方について、申込みの要件を緩和しております。大阪府育英会ホームページのお知らせ「大阪府育英会夢みらい奨学生募集について」のうち、「在留外国人の方の申込資格に関する確認書」により、申込みの可否についてご確認ください。
- (5) 大学等卒業後、または大学院等終了後に就職状況報告書を提出していただきます。